

横浜市物流等関連施設

業務仕様書

令和3年7月

横浜市港湾局

目 次

I	横浜市物流等関連施設業務仕様書の位置付け	1
II	管理施設等	2
III	業務の仕様	10
1	使用許可等に関する業務	11
2	施設及び設備の維持管理に関する業務	14
3	施設の運営に関連する業務	18
4	その他の業務	24
5	留意事項	24
特記		
特記 1	建築施設一覧	26
特記 2	浄化槽点検要領、浄化槽一覧	28
特記 3	消防用設備等点検要領	31
特記 4	電気施設一覧、電気設備点検保守基準、直流電源設備点検要領	32
特記 5	出田町ふ頭上屋くん蒸設備等点検要領、吸収塔排気測定分析要領	38
特記 6	門衛業務：門衛箇所及び閉鎖時間	42
特記 7	清掃業務：対象施設及び作業内容	44
特記 8	引き船係留施設：施設の係留可能隻数を超える場合の許可	50

I 横浜市物流等関連施設業務仕様書の位置付け

横浜市物流等関連施設業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）は、横浜市物流等関連施設指定管理者審査要項と一体のものとして、物流等関連施設（以下、「物流等施設」という。）の管理運営業務（以下「指定管理業務」という。）を指定管理者が行うに当たり、市が要求する業務内容及びその仕様を示すものである。

物流等施設の管理運営に当たっては、審査要項及び業務仕様書に示す仕様及び水準を満たすのみならず、指定管理の趣旨である、管理運営業務の効率化と利用者の利便性の向上等を常に念頭に置き、仕様以上の業務水準の実現を目指し、「国際競争力のある港」の実現に市とともに取り組むものとする。

II 管理施設等

指定管理者が管理する施設、設備及び物品は、次のとおりである。
なお、ふ頭再編等により、指定期間中に一部施設の追加・除外等の可能性がある。

1 管理施設

(1) 上屋

- 大黒ふ頭鉄鋼上屋
- 同 T-1号上屋
- 同 T-1号上屋別棟
- 同 T-5号上屋
- 同 T-6号上屋
- 同 T-8号上屋
- 同 C-3号上屋
- 出田町ふ頭2号上屋
- 同 3号上屋
- 同 バナナ1号上屋
- 同 バナナ2号上屋
- 同 バナナ上屋附属建物
- 同 青果上屋
- 山内ふ頭上屋
- 山下ふ頭5号上屋
- 同 6号上屋
- 同 7号上屋
- 同 8号上屋
- 同 9号上屋
- 同 10号上屋
- 同 11号上屋
- 本牧ふ頭A突堤1号上屋（4階建のうち1階部分）
- 同 2号上屋（4階建のうち1階部分）
- 同 3号上屋（4階建のうち1階部分）
- 本牧ふ頭B突堤1号上屋
- 同 2号上屋
- 同 3号上屋
- 同 4号上屋
- 同 5号上屋
- 同 6号上屋
- 同 7号上屋
- 同 8号上屋
- 同 9号上屋
- 本牧ふ頭C突堤3・4号上屋
- 同 5号上屋
- 同 7号上屋
- 同 9号上屋
- 本牧ふ頭D突堤全天候はしけ上屋

(2) 荷さばき地

大黒ふ頭1号荷さばき地

同 2号同

同 P-3号岸壁荷さばき地

同 P-4号岸壁荷さばき地

同 B号荷さばき地

同 C号同

同 D号同

同 H号同

同 I号同

同 J号同

同 K号同

同 L号同

同 O号同

同 T-1号岸壁荷さばき地

同 T-2号同

同 T-3号同

同 T-4号同

同 T-5号同

同 T-6号同

同 T-7号同

同 T-8号同

同 C-3号荷さばき地

出田町ふ頭A号荷さばき地

同 B号同

同 F号同

同 H号同

瑞穂ふ頭1号荷さばき地

同 2号同

山内ふ頭A号荷さばき地

山下ふ頭D号荷さばき地

同 E号同

同 F号同

同 G号同

同 H号同

同 I号同

同 J号同

同 K号同

同 M号同

同 Q号同

本牧ふ頭17号荷さばき地

同 22号同

本牧ふ頭A突堤1号上屋付属荷さばき地

同 2号同

同 3号同

同 基部荷さばき地
本牧ふ頭B突堤1号上屋付属荷さばき地
同 2号同
同 3号同
同 4号同
同 5号同
同 6号同
同 7号同
同 8号同
同 9号同
本牧ふ頭C突堤B号荷さばき地
同 C号同
本牧ふ頭D突堤全天候はしけ上屋付属荷さばき地
本牧ふ頭新建材A号荷さばき地
金沢木材ふ頭A号荷さばき地
同 C号同
同 D号同
同 E号同

- (3) 在来貨物ターミナル用地
大黒ふ頭1号在来貨物ターミナル用地
同 H号同
同 I号同
同 K号同
大黒ふ頭T-1号在来貨物ターミナル用地
同 T-4号同
同 T-5号同
同 T-6号同
同 T-7号同
同 T-8号同
山下ふ頭D号在来貨物ターミナル用地
同 E号同
同 F号同
同 G号同
同 H号同
同 I号同
同 J号同
同 K号同
同 L号同
同 N号同
本牧ふ頭10号在来貨物ターミナル用地
本牧ふ頭A突堤2号在来貨物ターミナル用地
同 3号同
本牧ふ頭B突堤基部在来貨物ターミナル用地
同 2号同
同 3号同

同 4号同
同 5号同
同 6号同
同 7号同
同 8号同
同 9号同
本牧ふ頭C突堤A号在来貨物ターミナル用地
同 B号同
同 C号同
本牧ふ頭D突堤全天候上屋付属在来貨物ターミナル用地
本牧ふ頭新建材在来貨物ターミナル用地

(4) 岸壁

出田町ふ頭C岸壁
瑞穂ふ頭岸壁
山内ふ頭岸壁
本牧ふ頭新建材1号岸壁
同 2号岸壁
本牧ふ頭A突堤4号岸壁
同 7号岸壁

(5) 小型油槽船係留施設

小型油槽船係留さん橋

(6) 引き船等係留施設

山下ふ頭引き船係留施設

(7) 物揚場

末広町物揚場
出田町ふ頭西物揚場
瑞穂ふ頭物揚場
みなとみらい中央物揚場
本牧ふ頭D突堤先端物揚場
金沢木材ふ頭1号物揚場
同 2号同
同 3号同
同 4号同

(8) 港湾施設用地

鶴見地区I
大黒ふ頭I
出田町ふ頭I
瑞穂ふ頭I
山内ふ頭I
みなとみらい中央地区I
山下ふ頭I

本牧ふ頭 I
南本牧ふ頭
金沢木材ふ頭

(9)道路

大黒ふ頭 2 号線

同 4 号線

同 5 号線

同 7 号線

同 8 号線

同 9 号線

同 10 号線

同 11 号線

同 12 号線

同 13 号線

同 14 号線

同 15 号線

同 16 号線

同 17 号線

同 19 号線

同 20 号線

同 22 号線

同 23 号線

同 24 号線

同 25 号線

出田町ふ頭 2 号線

同 4 号線

同 5 号線

同 6 号線

同 7 号線

同 8 号線

同 9 号線

瑞徳ふ頭 1 号線

同 2 号線

同 3 号線

同 4 号線

同 5 号線

瑞徳橋

山下ふ頭縦 2 号線

同 縦 3 号線

同 縦 4 号線

同 縦 5 号線

同 横 1 号線

同 横 2 号線

同 横 3 号線

同 横 4 号線

同 横5号線
同 斜1号線
同 斜2号線
同 斜3号線
同 5・6号上屋間道路
同 7－10号上屋間道路
本牧ふ頭A突堤中央道路
同 2号線
同 7号線
同 8号線
同 9号線
本牧ふ頭B突堤中央道路
同 基部道路
同 1号線
同 2号線
同 3号線
同 4号線
同 5号線
同 10号線
同 11号線
同 12号線
本牧ふ頭B－C間1号線
同 2号線
同 3号線
同 連絡道路
本牧ふ頭C突堤中央道路
本牧ふ頭C－D間1号線
同 2号線
本牧ふ頭D突堤1号線
本牧ふ頭D突堤2号線
同 4号線
同 5号線
同 10号線
同 11号線
南本牧ふ頭1号線
同 5号線
同 6号線
同 南本牧大橋側道
金沢木材ふ頭1号線
同 2号線

(10) 事務所

ア 総合事務所
大黒ふ頭管理センター事務所
本牧ふ頭総合ビル
本牧新建材ふ頭事務所

イ 上屋事務所

大黒ふ頭鉄鋼上屋事務所

同 T-1号上屋事務所（別棟を含む）

同 T-5号同

同 T-6号同

同 T-8号同

同 C-3号同

山内ふ頭上屋事務所

山下ふ頭5号上屋事務所

同 6号同

同 6号同別棟

同 7号同

同 8号同

同 9号同

同 10号同

本牧ふ頭A突堤1号上屋事務所

同 2号同

同 3号同

本牧ふ頭B突堤1号上屋事務所

同 2号同

同 3号同

同 4号同

同 5号同

同 6号同

同 7号同

同 8号同

同 9号同

本牧ふ頭C突堤3・4号上屋事務所

同 5号同

同 7号同

同 9号同

本牧ふ頭D突堤全天候はしけ上屋事務所

(11)その他の事務所

小型油槽船係留さん橋事務所

本牧ふ頭A突堤事務所

本牧A突堤基部事務所

(12)厚生施設

小型油槽船係留さん橋休憩所

大黒ふ頭2号物揚場休憩所

港湾労働者山内ふ頭休憩所

本牧ふ頭B突堤2号上屋附属シャワー施設

本牧ふ頭C突堤3・4号上屋附属シャワー施設

本牧ふ頭C突堤労働者休憩所

本牧ターミナルオフィスセンター休憩施設

南本牧ふ頭休憩施設

(13) 港湾環境整備施設（緑地）

大黒ふ頭緑地

2 管理設備

<主な管理設備>

受変電所、非常用発電設備、受変電設備、直流電源設備、照明設備、消防設備、リーファース設備、配電設備、給排水設備、フェンス・門扉、標識・案内版、鉄鋼上屋内天井クレーン、植栽等。

上記の他、対象施設に付随する設備一式を含む。

3 管理物品

指定管理者は、市が管理する次の備品等（以下「備品等（I種）という。」の貸与を受け、指定管理業務実施の用に供することとする。

備品等（I種）リスト ※横浜港港湾情報システム業務端末に関する備品

	合計数	
横浜港港湾情報システム業務端末	20	配置場所等の詳細については、指定管理業務以外で利用する物品も含め一体で運用していくため、別途、確認する。
プリンタ	9	
ルーター	3	
ハブ	8	

管理物品を利用していくことにより当然に補充が必要となる消耗品等の一切は、利用者である指定管理者が調達・管理の責を負う。ただし、一定の条件により交換等が予定されている定期交換部品については、市が負担する。

Ⅲ 業務の仕様

指定管理業務及び対象施設についての仕様を次のとおり定め、個々の施設における特有の業務や付帯施設の設備内容等、具体的な事項については、「特記」に定める。

なお、ふ頭再編等により、指定期間中に一部施設の追加・除外等の可能性がある。

【項目】

- 1 使用許可等に関する業務
 - (1) 上屋・荷さばき地等
 - (2) 岸壁・物揚場等
- 2 施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (1) 建築施設
 - (2) 建築機械設備
 - (3) 電気施設
 - (4) 土木施設
 - (5) 大黒ふ頭鉄鋼上屋荷役設備
 - (6) 出田町ふ頭上屋くん蒸設備及び冷凍機設備
- 3 施設の運営に関連する業務
 - (1) ふ頭内調整業務
 - (2) 施設の巡回業務
 - (3) 上屋の管理業務
 - (4) 道路の管理業務
 - (5) 事務所の管理業務
 - (6) 門衛業務
 - (7) 誘導業務
 - (8) 清掃業務
 - (9) ふ頭内植栽等管理業務
 - (10) 緊急時の対応業務
- 4 その他の業務
 - (1) 食品販売届について
 - (2) 電子申請の普及啓発
 - (3) 港湾情報システムに関する業務
- 5 留意事項
 - (1) 文書の取扱規程の整備
 - (2) 守秘義務
 - (3) 区分経理・会計体制の確立
 - (4) 業務の委託

特記 1 建築施設一覧

特記 2 浄化槽点検要領

特記 3 消防用設備等点検要領

特記 4 電気施設一覧、電気設備点検保守基準、直流電源設備点検要領、太陽光発電設備点検要領

特記 5 出田町ふ頭上屋くん蒸設備等点検要領、出田町ふ頭上屋吸収塔排気測定分析要領

特記 6 門衛業務：門衛箇所及び閉鎖時間等

特記 7 清掃業務：対象施設及び作業内容

特記 8 引き船係留施設：施設の係留可能隻数を超える場合の許可

1 使用許可等に関する業務

各対象施設について、使用状況、実情等を把握し、適切かつ公平に使用の調整及び使用許可等を行うものとする。なお、使用の許可にあたっては対象施設ごとに許可条件を適宜付与すること。

(1) 上屋・荷さばき地等

ア 対象施設

本仕様書「Ⅱ 管理施設等」の「1 管理施設」(以下「管理施設」という。)の「(1)上屋、(2)荷さばき地、(3)在来貨物ターミナル用地、(8)港湾施設用地、(10)事務所(ア総合事務所、イ上屋事務所)、(11)その他の事務所、(12)厚生施設」に明記された施設。

イ 業務内容

(ア) 施設の利用調整及び使用許可

(イ) 施設の使用許可に関する各届出の受理及びシステム入力

使用許可申請書及び使用完了申請書の受付、受理、横浜港港湾情報システム(以下「システム」という。)への入力処理及び使用許可書、使用許可番号の交付

(ウ) 使用料の減免に関する業務

a 減免承認関係書類の作成

受付をした使用料減免申請書の内容を確認後、関連する書類一式とともに市に提出すること。

b システムへの入力

市は指定管理者から受領した書類を審査・起案・決裁を経て減免の決定を行う。市は指定管理者に対し使用料減免承認書を送付し、指定管理者はシステム入力を行う。

c 減免決定通知書の送付

指定管理者は市から受けた使用料減免承認書を、申請者に対し送付すること。

(エ) 使用料の調定に関する業務

a 使用許可日報及び使用完了日報の帳票出力及び内容照合

b 施設使用料内訳書(調定原案書)の帳票出力及び内容照合

(オ) 工作物等の設備

施設の利用者が使用場所に工作物その他の設備を設置、廃止、変更する場合に承認手続きを行うこと。

(カ) 各申請書、帳票等の書類整理及び保管

使用許可申請書、使用完了申請書、工作物等設備(廃止・変更)承認申請書及びこれらに係る帳票等を、それぞれ1か月ごとに整理し保管すること。また、指定管理期間終了後、これらの帳票は市に引き渡すこととする。

(キ) 施設使用上の制限等に関する指導

横浜市港湾施設条例第4条、第5条第3項、第7条、第8条、第26条、第27条及び同規則第24条に規定する施設使用上の制限等に関する指導を行うこと。

横浜市港湾施設条例施行規則第24条に関する指導の例

a 岸壁、上屋、荷さばき地及び物揚場等の利用者に対して、使用を終了した後の清掃や後片付けをしなければならないことに関する指導を行うこと。

b 上屋・荷さばき地内及び周辺における火気厳禁(喫煙、たき火等の禁止)に関する指導を行うこと。

(ク) 本船直結貨物を蔵置すべき区画の指定及び利用調整を行うこと。(上屋)

(ケ) 施設の工事調整

上屋等施設の工事調整について、工事期間・内容を関係店社に連絡し、工事業者と使用者と相互の意見を尊重し、工事がより円滑に進み荷役作業への影響を最小限に押さえるように調整

を行うこと。

(㉓) 施設の使用に関する業務統計書の作成

次に掲げる届出書等の件数及び実績について、1か月ごとにまとめること。

使用許可申請書及び使用完了申請書の受付件数、及びその内FAXとEDIの受付件数（上屋・荷さばき地）

(㉔) 指定可燃物等蔵置に関する対応

(㉕) 必要に応じ自動車保管場所使用承諾書の発行を行うこと。

(2) 岸壁・物揚場等

ア 対象施設

管理施設の「(4)岸壁、(5)小型油槽船係留施設、(6)引き船等係留施設、(7)物揚場」に明記された施設

イ 業務内容

(7) 受付業務

a 対象

「岸壁定期使用許可申請書」、「係留施設使用許可申請書」、「岸壁使用料減免申請書」、及び使用者からの各種連絡事項。（船舶運行動静等通知書（以下「動静等通知書」という）は参考とする。）

b 受付

申請書の受付は、EDIシステムで行うことを原則とする。ただし、FAX又は、窓口での受付も行う。申請書には必要に応じて市指定の受付印を押印する。窓口持参の場合、求めに応じて押印したものを一部返却する。

c システム入力

申請書の内容を確認し、動静等通知書を参考としながらシステム入力を行う。

岸壁定期使用船舶については係留施設使用許可申請書の提出を必要としないため、市又は市が指定するものから入手した動静等通知書をもとに入力する。

また、岸壁定期使用許可申請書について、新規航路・投入船変更等があった場合は、市又は市が指定するものと協議のうえ対応する。

d 使用許可書の交付

(6)引き船等係留施設の引き船係留施設については使用許可書を交付する。

※施設の係留可能隻数を超える場合の許可については「特記8」に定める。

e 油賠法

「改正船舶油濁損害賠償保障法」に基づく保険加入状況の事前確認のため、着岸予定日の4日前に、システムに入力された岸壁使用願一覧の写しを、国土交通省へFAXで提出する。

f 集計

申請書の受付件数は日ごとに集計表に記入する。

(イ) 船席の調整・決定業務

a 船席の調整・決定

システムを使用しながら船席の調整・決定を行う。必要に応じて使用者及び関係機関と連絡を取りながら安全性、効率性、公共性を考慮し、船席を決定する。決定内容はシステム入力しておくこと。

b 確認

船席を決定した後、「ふ頭別入出港移動予定表」を出力し、係留施設使用許可申請書（岸壁定期使用船舶については動静等通知書）とのチェックを行う。

チェックの結果問題が無ければ船席の決定が終了した旨を、市又は市が指定するものに連

絡する。(これを受けて市又は市が指定するものは入出港船舶の調整業務を行う。)

- c 結果の通知
船席決定の結果を申請者(使用者)に対し電話等で通知(バース発表)する。通知する内容は、使用岸壁、着岸位置のほか、先船後船等である。
- d 横浜海上保安部長への通知
船席決定した船舶について、「係留施設使用届」を出力し、横浜海上保安部長へ提出すること。
- e 変更対応
使用者から配船に関する変更、その他(申請内容の変更等)の変更連絡があった場合は、速やかに対応するとともに、市又は市が指定するものが行っている入出港船舶の調整業務に影響が出るかどうかを判断し、必要に応じて市又は市が指定するものに連絡する。連携作業になる場合は両者協力して行う。なお、気象・海象等の影響が予想される場合は、必要に応じて変更対応ができるように体制を整えること。
- (ウ) 使用料の減免に関する業務
「(1)上屋・荷さばき地等、イ業務内容、(ウ)使用料の減免に関する業務」に準じる。
- (エ) (4)岸壁・(7)物揚場に関する減免業務
 - a 減免承認関係書類の作成
受付をした使用料減免申請書の内容を確認後、関連する書類一式とともに市に提出すること。
 - b システムへの入力
市は指定管理者から受領した書類を審査・起案・決裁を経て減免の決定を行う。市は指定管理者に対し使用料減免承認書を送付し、指定管理者はシステム入力を行う。
 - c 減免決定通知書の送付
指定管理者は市から受けた使用料減免承認書を、申請者に対し送付すること。
- (オ) 報告業務
 - a 受付を行った申請書の件数を日ごとに記録、受付件数表の該当部に記入し、月ごとに市に提出すること。
 - b 受付を行った申請書は、業務終了後、写しを1部保管した上で、原本を四半期ごとに市に提出すること。
- (カ) その他の業務
 - a 緊急時の連絡
指定管理者は事故等不測の事態に備えて緊急連絡網を整備する。緊急事態が発生した際には、関係官公署(警察署、消防署、海上保安部等)に連絡するとともに、市へ遅滞なく連絡すること。
 - b 工事等調整
岸壁の工事・点検等については工事期間・内容について市と連絡を取りながら調整を行うこと。
 - c 照会、問い合わせに対する対応
指定管理者は各方面からの照会や問合せには適切に対応すること。また、必要に応じて市に報告を行うこと。

2 施設及び設備の維持管理に関する業務

施設を良好な状態に保ち、使用者等の安全の確保及び施設の長寿命化を図るため、各施設について、法令及び当仕様書に基づく点検並びに小破修繕等を行うものとする。

毎月市に提出する施設等の維持管理に関する実施状況の報告書について、修繕を行った施設等については、修繕前後の状況が分かる写真を添付すること。点検状況が分かる写真の添付については、撮影方法（頻度等）について市と協議して決定する。

(1) 建築施設

ア 対象施設

「特記1 建築施設一覧」に明記された施設。

イ 業務内容

(ア) 小破修繕

- a 建具（付属金物、ガラス等の取替を含む）の修繕
- b シャッター・オーバードア（金物、駆動装置等の取替を含む）の修繕
- c 自動ドア（付属品、駆動装置等の取替を含む）の修繕
- d 防潮扉（金物等の取替を含む）の修繕
- e 屋根・外壁（雨漏れ等の修繕、塗装等）の修繕
- f 軒樋・縦樋（管、集水器、金物等の部分的な取替を含む）の修繕
- g 内装（床、壁、天井仕上げ等の補修、塗装等）の修繕
- h 建物の外構等（犬走、雨水第一桝及び蓋、U字溝及び蓋、門扉、塀等）の修繕
- i 備品（カーテン、ブラインド等）の修繕
- j その他これらに類する修繕

(イ) 点検

- a 防潮扉の点検
- b シャッターの点検
- c 建築基準法第12条第2項による点検等

(ウ) アスベスト繊維浮遊量測定

吹付けアスベスト等が残置している施設については、労働安全衛生規則によりアスベスト繊維浮遊量測定を行い、市に報告すること。

(2) 建築機械設備

ア 対象施設

「特記1 建築施設一覧」に明記された施設に付帯する建築機械設備

イ 業務内容

(ア) 小破修繕

- a 空気調和設備（配管・ダクト・弁類も含む）の修繕
- b 給排水衛生設備（配管・弁類も含む）の修繕
- c 浄化槽設備（配管・弁類も含む）の修繕
- d 搬送設備（エレベータ）の修繕
- e 消防設備（配管・弁類も含む）の修繕
- f その他これらに類する修繕
- g 各種消耗品の購入・交換

(イ) 点検

点検においては建築基準法を遵守するとともに、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築

保全業務共通仕様書」(最新版)に適合する作業を行うこと。

- a 上屋等の浄化槽の点検(詳細は「特記2 浄化槽点検要領」による。)
 - b 上屋等の消防設備の点検(詳細は「特記3 消防用設備等点検要領」による。)
 - c その他の建築機械設備全般の点検
 - d 建築基準法第12条第4項による点検、フロン排出抑制法による点検等の法定点検等
- (ウ) 給排水に係わる特例
給排水に係わる設備機器・配管は、荷さばき地や在来貨物ターミナル用地等、管理施設の範囲にあるものを維持管理対象とする。

(3) 電気施設

ア 対象施設

受変電設備、配電設備、非常用発電設備(地下重油タンクの漏洩検査法定点検を含む。)、直流電源設備、照明設備、放送設備、構内電話設備、遠方監視制御設備、及びこれらの設備に関すること。詳細は「特記4-1 電気施設一覧」による。(SOLAS設備は除く。)

イ 業務内容

対象施設の維持及び運用に関し、横浜市電気工作物保安規程等に基づき電気保安についての業務を行う。

(ア) 遠方監視及び遮断器操作

山下受電所に設置されている遠方監視制御設備により、対象施設の電気監視及び遮断器操作を行う。

(イ) 小破修繕

対象施設の電気機器等が事故、寿命等で機能が損なわれた場合には、修繕を行い復旧する。

(ウ) 点検

a 横浜市電気工作物保安規程に基づき電気保安のための点検を行う。

保安規程に基づき行う点検のうち巡視点検で使用する点検表の様式は「特記4-2 電気設備点検保守基準」、直流電源設備の定期点検要領は「特記4-3 直流電源設備点検要領」による。

b 遠方監視制御設備は年1回、専門業者による点検を行う。

c 放送設備は、巡視点検(月1回、設備の使用状態での外観、放送音量等の確認)、年次点検(年1回、専門業者による点検)を行う。

d 法律や保安規程に定めのない電気設備の点検については、概ね年1回の頻度で外観及び運転状態の確認を行う。

e 「特記1 建築施設一覧」に明記された施設に対する建築基準法第12条第4項による点検を行う。

f 地震、台風等の後に、対象施設の被災状況について巡視点検を行い確認する。

(エ) 書類の作成

a 点検、事故等の報告は書類を作成し提出する。また、法律で定められた関係官公庁、会社への報告、届出等の諸手続きを行う。

b 電力需給日誌、月報、年報を作成し提出する。

(オ) 連絡調整

a 横浜市が工事等の事業を行うために必要な、関係者への連絡調整及び工事照会等を行う。

b 東京電力との運用申合書に基づく連絡業務を行う。

(カ) 電気事故、故障の対応

a 対象施設に異常又は修理の必要が生じた場合は、応急処置とその原因調査を行い適切な処置を行う。

- b 電気事故が発生した時は、あらかじめ作成された連絡表の指定先へ通報するとともに、関係各所との連絡調整を行う。
- (キ) PCB使用機器の管理
 - a 出田町受電所、山下ふ頭受電所に設置されている使用中の変圧器に微量PCBが混入しているので適正な管理を行うとともに、液漏れ等の点検を定期的に行う。
 - b 本牧ふ頭B突堤開閉所、山下ふ頭第2変台、出田町ふ頭バナナ2号上屋に保管中のPCB使用機器について適正な管理を行うとともに、液漏れ等の点検を定期的に行う。

(4) 土木施設

ア 対象施設及び業務内容

管理施設に記載の荷さばき地、岸壁、道路等の土木施設及び施設に付随する設備について、点検、調査、修繕を行う。

- (ア) アスファルト舗装の修繕（切削、パッチング、オーバーレイ）
（荷さばき地・道路単位での修繕を除く）
- (イ) コンクリート舗装の修繕（荷さばき地・道路単位での修繕を除く）
- (ウ) 排水桝・集水桝・人孔・下水管・側溝の清掃
- (エ) 人孔・桝・蓋・グレーチング等の修繕（路線単位での修繕を除く）
- (オ) 水道管の部分的な漏れ修繕（掘削・埋戻し、路面の仮復旧・本復旧を含む）
- (カ) フェンス（SOLASフェンス含む）の修繕（全面取替えを除く）
- (キ) 門扉の修繕（取替え除く）
- (ク) 標識・案内板・防護柵等道路付属物の修繕
- (ケ) 区画線等の修正・追加
- (コ) 照明塔の簡易な塗装（全面塗装・修繕を除く）
- (サ) 橋梁の高欄・ジョイント等の緊急的な修繕
- (シ) 植栽の剪定、伐採・植え替え等
- (ス) 岸壁等の修繕（老朽化による全面改修を除く）
- (セ) 電気防食の修繕（耐用年数経過に伴う取付けは除く）
- (ソ) 上部工の部分的な欠損、剥離の修繕
- (タ) 床板・渡り板の据え直し及び修繕
- (チ) 防舷材の流用交換及び修繕
- (ツ) 係船柱のボルト締め・簡単な塗装及び台座修繕
- (テ) 車止め（数本程度）の修繕
- (ト) コーナー材の簡単な修繕
- (ナ) 非常用梯子（数基程度）の修繕
- (ニ) 落下物（付帯設備等が落下した場合）の引揚げ
- (ヌ) 日常点検・一般臨時点検診断
- (ネ) その他土木施設の簡易な修繕及びその他緊急的な対応

イ 点検の基準

日常点検及び一般臨時点検診断業務にあたっては、「港湾の施設の点検診断ガイドライン」（国土交通省港湾局 平成26年7月・令和3年3月一部変更）に準じて実施する。

(5) 大黒ふ頭鉄鋼上屋荷役設備

ア 対象施設・設備

大黒ふ頭鉄鋼上屋内天井クレーン2機及び付帯設備

イ 業務内容

(ア) 小破修繕

大黒ふ頭鉄鋼上屋荷役設備に係わる小破修繕は、次の a～e を除いたものとする。

- a 制御盤全体の交換
- b 全面塗装
- c 地震等災害による被害復旧
- d 機能向上を図る大規模な改造
- e 経年劣化による主要構造部材の改修

(イ) 点検整備等

- a 日常点検（荷役前後）
- b 月例・年次点検、年次自主検査、並びに2年ごとの性能検査受検
- c 各減速機・油圧装置点検及びカップリング分解清掃整備、並びに各減速機整備及び塗油（年次）
- d レール・係留金物・エンドバッファ等の点検（随時）
- e 地震等災害発生後のクレーン各部の点検
- f 事故・故障時の緊急処置及び連絡業務
- g 消耗品の購入・交換、予備品の購入

※ a については使用者に行わせることができる。この場合、使用許可を行う際に、使用者に対して、日常点検を適切に行うよう指示することとする。

(6) 出田町ふ頭上屋くん蒸設備及び冷凍機設備

ア 対象設備

(ア) バナナ1号上屋・バナナ2号上屋・青果上屋・除毒室にあるくん蒸設備

(イ) 青果上屋にある冷凍機設備

イ 業務内容

(ア) 小破修繕

- a くん蒸室給気弁・排気弁の修繕
- b 排気ファン及び付帯する管路・弁類の修繕
- c 吸収塔の修繕
- d 各種ポンプ及び付帯する配管・弁類の修繕
- e 廃液槽及び付帯する配管・弁類の修繕
- f 気密扉の修繕
- g 除毒室内タンク、配管、弁類等の修繕
- h 青果上屋冷凍機設備の修繕
- i その他これらに類する修繕
- j 各種消耗品の購入・交換

(イ) 点検整備等

- a 日常点検（設備使用時）
- b 年次点検（フロン排出抑制法による定期点検含む）
- c 吸収塔排気中シアン化合物の測定分析
- d 台風等強風発生後の点検
- e 地震等災害発生後の点検
- f 事故・故障時の緊急処置及び連絡業務並びに消耗品の交換等

(a・d・eについては使用者に行わせることができる。この場合、使用許可を行う際に、使用者に対して、日常点検を適切に行うよう指示することとする。)

(詳細については「特記5-1 出田町ふ頭上屋くん蒸設備等点検要領」及び「特記5-2 出

田町ふ頭上屋吸収塔排気測定分析要領」を参照)

3 施設の運営に関連する業務

(1) ふ頭内調整業務

- ア 時間外対応業務（緊急連絡の受信、関係部署との連絡調整、関係官公署との連絡）
毎日の午後5時15分から翌日の午前8時30分まで、土曜日、日曜日、祝・休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）の午前8時30分から午後5時15分までの対応業務を行うこと。
- イ 施設・設備の安全状況の監視及び異常時の対応業務
施設及び道路の安全状況の監視、交通状況の把握を行い、施設及び交通に支障があると判断した時点で関係部署に連絡すること。また、ふ頭内関係者へ状況、交通規制等の連絡周知を行うこと。
- ウ 事故等の対応業務
事故等が発生した場合は、関係部署との連絡調整、交通誘導等現場対応、応援要員の配置を行うこと。
- エ ふ頭内の工事作業等で交通に影響がでる場合は、必要に応じ、ふ頭関係者に工事内容及び交通規制の連絡周知、安全運転の要請を行うこと。
- オ ふ頭内における催事等については、市と協議し必要な対応を行うこと。

(2) 施設の巡回業務

- 管理施設を定期的に巡回し、次に掲げる業務を遂行すること。
なお、本業務を委託により実施する場合は、仕様書の作成等について、別途市と協議することとする。
- ア 施設使用状況の確認、施設及び設備の損傷の有無、安全確保の観点から施設巡回を行うとともに、施設使用者に対し、必要な指導及び助言等を行うこと。
 - イ ふ頭関係者以外の車両及び釣り人等に対して、ふ頭内立入禁止を説明し、速やかに退去させること。
 - ウ 道路等において交通の妨げになる駐停車車両等への対応を行うこと。
 - エ 管理施設に大量のごみ及び投棄物等があるときは、速やかに回収すること。
 - オ 道路等の設備に危険と思われる状況を発見した時は、直ちに市に連絡するとともに応急処置を行うこと。

(3) 上屋の管理業務

- 上屋の管理に関する業務は、次のとおりとする。
なお、本業務を委託により実施する場合は、仕様書の作成等について、別途市と協議することとする。
- ア 上屋の鍵の保管及び貸出
施設使用者、工事業者及び本船荷役業者に対し、必要に応じて上屋、上屋付属休憩室等の鍵の貸出・返却を受け付けること。
 - イ 施設の清掃指導
施設使用者に対して、使用する上屋に付属する便所、休憩室、上屋周辺の清掃を行うこと及びその方法について指導すること。

ウ 施設の火災警備

各上屋において、火災報知機による機械警備を実施すること。

また、火災報知機の発報を受信した場合に、現場へ急行し、状況の確認及び拡大防止措置を行い、関係先へ緊急連絡をすること。

エ 防火管理に関すること（本牧ふ頭C突堤3・4号上屋を除く）

消防法の定めにより、必要に応じ防火管理者を選任し、消防計画の作成（変更）、消防訓練の実施及び指導、消防設備の点検及び整備等、防火管理業務を実施すること。

オ 女性の就労環境に関すること

以下に示す上屋または上屋付近において、女性の就労環境改善のため、上屋付属トイレが改修されるまでの間、女性専用の屋外ユニットトイレを各々1基設置及び管理すること。

ふ頭	場所	箇所数
本牧ふ頭	A-1号上屋	1箇所
	A-2号上屋	1箇所
	A-3号上屋	2箇所
	B-1号上屋	1箇所
	B-3号上屋	1箇所
	B-7号上屋	1箇所
	C-3/4号上屋	2箇所
大黒ふ頭	T-1号上屋別棟	1箇所
	T-5号上屋	1箇所
	T-6号上屋	1箇所
	T-8号上屋	1箇所
山下ふ頭	9号上屋	1箇所

(4) 道路の管理業務

道路の管理に関する業務は、次のとおりとする。

なお、本業務を委託により実施する場合は、仕様書の作成等について、別途市と協議することとする。

ア 特殊車両通行承認・重量物荷役機械通行協議

イ 交通対策

通常時における施設内の円滑な交通を確保するため、渋滞対策、放置自動車対策、シャーンシ台切り対策、通勤車両路上駐車対策について、市と協力して施設使用者等と必要な対策を行うこと。

ウ 工事調整

道路使用承認（道路を使用した工事等調整）、道路嵩上げ工事調整（大黒）、道路補修工事等調整を行うこと。

エ 信号機保守点検（大黒・瑞穂・南本牧）

横浜市鶴見区大黒ふ頭20番地、横浜市神奈川区瑞穂町地先及び横浜市中区南本牧2番に設置されている交通信号機が、常に正常な状態で作動するよう、専門知識を有する業者へ委託し行うこと。

オ 円滑な道路交通の確保及び良好な環境整備のため、施設の維持管理、補修、応急処置等を行うこと。

カ 自然災害時（風雨・降雪・高潮等）の対応

自然災害発生時には、道路の状況を調査・把握し、交通に支障があると判断した時点で各部署

に連絡・調整を行うこと。あわせて、現場の対応及び交通誘導も行うこと。

キ 事故対応

事故状況の把握、二次災害等の発生防止に必要な対応、港湾施設へのき損の確認、原因者からの報告書の提出及び文書の保存を行う。

また、事故による渋滞の発生など周辺地域に影響を及ぼす場合は、市と協議の上対応すること。

ク その他

横浜市公共ふ頭内道路管理運営要領に基づき、港湾道路利用者に対し安全運転等の周知を図ること。

ケ アからクの業務については、横浜市港湾局「道路管理マニュアル」を参考に実施すること。

(5) 事務所の管理業務

事務所の管理に関する業務は、次のとおりとする。

なお、本業務を委託により実施する場合は、仕様書の作成等について、別途市と協議することとする。

ア 対象施設

大黒ふ頭管理センター事務所及び本牧ふ頭総合ビル

イ 業務内容

(ア) 正面玄関（入口）の施錠業務

正面玄関（入口）の施錠及び鍵の管理を行うこと。また、大黒ふ頭管理センター事務所においては、自動ドアによる施錠管理を実施すること。

(イ) 警備業務

機械警備システムによる異常感知装置、自動通報装置による対応を組み合わせた警備を実施し、次に掲げる業務を遂行すること。

- a 必要な警備機器の設置
- b 警備機器の監視センターへの接続及び監視
- c 機械警備システムが常に正常に作動するための措置
- d 火災の早期発見と措置及び関係機関への通報
- e 侵入等不法行為の早期発見と措置及び関係機関への通報
- f 機械・電気設備等の異常の監視及び本市の指示する事項

(ウ) 管理経費の費用按分及び徴収

事務所の管理（清掃、機械警備、空調設備保守点検、エレベータ保守、プロパンガス、ごみの処分費）を実施し、管理経費について面積割合、使用実績等に基づき、入居者との費用按分を行うことを使用許可条件に含めるとともに、相当額を徴収すること。

場所	対象経費
大黒ふ頭管理センター事務所	清掃、機械警備、空調設備保守点検、エレベータ保守点検、プロパンガス、ごみ回収
本牧ふ頭総合ビル	清掃、ごみ回収、プロパンガス（フロアごとの請求）

※ごみの回収・処分について、横浜市ルート回収を利用する場合は、別途市と調整することとする。

(6) 門衛業務

各履行場所において、ふ頭関係者（港湾運送業者、検数業者、沿岸・船内荷役業者等）以外の無用な者が施設に立ち入らないように管理すること。

なお、本業務を委託により実施する場合は、仕様書の作成等について、別途市と協議することとする。

ア 履行場所及び業務時間等

「特記6 門衛業務：門衛箇所及び閉鎖時間等」を参照。

イ 業務内容

(ア) 出入管理

車両・貨物・荷物・人等について明らかに不審な点がある場合は、より詳細なチェック（身分証明書の提示・配送票等の確認・行き先店社への連絡など）を実施すること。また、必要に応じ市に連絡して指示を受けること。

なお、状況が深刻と判断した場合は、「(エ) 緊急時の連絡」に従うこと。

(イ) 一般車両等の立入り規制

指定された期間（時間）において、門扉（ゲート）を閉鎖し、一般車両及び歩行、自転車等の手段によるふ頭関係者以外の入構を禁止すること。なお、警察・消防・税関等官公庁の車両の入構は妨げないこと。

(ウ) 災害時の対応

災害時、ふ頭内の安全を確保するために門扉開放が必要となった場合には、市と協議のうえ対応すること。

(エ) 緊急時の連絡

緊急事態（交通事故、火災、災害等）が発生した時は、関係官庁（警察署、消防署等）へ連絡すると共に、市へ遅滞なく報告すること。

(オ) その他

市より指示ある場合は、門扉の臨時開閉等出入管理を行うこと。

(7) 誘導業務

本牧ふ頭内の交通事故防止と円滑な物流を確保するため、車両の誘導と交通整理を行うこと。

なお、本業務を委託により実施する場合は、仕様書の作成等について、別途市と協議することとする。

ア 履行場所

市の指示する5か所

イ 業務時間

日曜日、祝・休日及び年末年始（12月31日から翌年の1月3日）を除く毎日の午前7時から午後5時まで

ウ 業務内容

(ア) 誘導及び整理に要する人員を配置すること。

(イ) 本牧A突堤基部事務所付属公衆トイレを業務開始時に開け、終了時に閉めること。

(ウ) 緊急事態（交通事故、火災、災害等）が発生した時は、関係官庁（警察署、消防署等）へ連絡するとともに、市へ遅滞なく報告すること。

(8) 清掃業務

ふ頭内の環境衛生を保全するため、施設清掃を実施すること。ごみの処理は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき適正に行うこと。

また、施設使用者が専用的に使用している箇所については、当該使用者に対し、環境衛生を保全するための指導を行うこと。

なお、本業務を委託により実施する場合は、仕様書の作成等について、別途市と協議することとする。

する。

ア 履行場所及び作業内容

「特記7 清掃業務：対象施設及び作業内容」を参照。

イ 業務内容

(ア) 道路清掃

人力及び機械により、車道・歩道・路肩・植込地等にある廃棄物を収集し、適正に処理すること。

(イ) 事務所及び休憩室の清掃

日常清掃及び定期清掃により、床、階段、窓ガラス、建築付帯箇所の清掃を行うこと。

(ウ) 便所清掃

公衆便所、休憩所便所、上屋付属便所等について、日常清掃及び定期清掃により、床、便器等の清掃を行うこと。

(エ) 塵芥収集

所定の塵芥コンテナ等に搬入された雑芥を、コンテナローダー車によって収集し、分別処分すること。

(オ) 不法投棄の処分及び対策

管理施設に投棄された、大型ごみ、木片類及び投棄パレット類等を収集し、分別処分すること。また、不法投棄の防止に必要な対策を講じること。

(カ) 安全対策

労働安全衛生法に基づき安全に作業し、施設使用者、歩行者などに危険が生じないようにするとともに、通行車両などに対して十分な安全策を講じること。

ウ 機械等の調達及び経費負担

清掃作業に必要な機器・機材・用具などの調達、電気・ガス・水道の使用料、通信費、トイレットペーパー・水石けん・ごみ袋等の消耗品、業務の実施に伴い発生した廃棄物・廃液の処理費用は指定管理者が負担すること。

(9) ふ頭内植栽等管理業務

ア 履行場所

大黒ふ頭緑地、管理施設内の緑地帯、植栽及び雑草等の生ずる箇所。

なお、本業務を委託により実施する場合については、仕様書の作成等について別途市と協議することとする。

イ 業務内容

港湾施設の機能維持及び保安が阻害されないように、かつ、ふ頭内の環境衛生を保全するため、人力又は機械による除草、草刈、高・中・低木の剪定を行うこと。

また、必要最小限の範囲・程度で適宜病害虫の特性に応じた薬剤散布を行うこと。

(10) 荷さばき地・ふ頭用地の就労環境改善業務

ア 履行場所

(ア) 荷さばき地

- ・金沢木材ふ頭荷さばき地

(イ) ふ頭用地

- ・本牧ふ頭 D-1 待機場
- ・本牧ふ頭 D 突堤シャーシ整理場
- ・南本牧ふ頭 MC3/4 ターミナル用待機場

イ 業務内容

上記の用地における就労環境改善のため、屋外ユニットトイレを設置及び管理すること。

ウ 備考

(ア) 荷さばき地におけるユニットトイレ設置は、女性の就労環境改善を目的とするものであり、付属トイレが改修されるまでの間、女性専用のものを1基設置及び管理すること。

(イ) ふ頭用地におけるユニットトイレ設置は、待機場場を利用するトラックドライバーの就労環境改善を目的とするものであり、各々男女共用のものを2基、女性専用のものを1基設置及び管理すること。

なお、本牧ふ頭D突堤シャーシ整理場にて設置及び管理するものは1基とする。

(11) 緊急時の対応業務

ア ふ頭内への緊急車両入構時等の対応

ふ頭内への緊急車両（警察・消防等）の進入や交通事故及びその他の事故発生があった時は、あらかじめ指定管理者が定めた「事故防止・事故対応マニュアル」に基づき、速やかに現場確認などの状況把握を行うこと。また、必要に応じて市及び所定の緊急連絡網による連絡を行うこと。

イ 災害発生時の対応

横浜市内に地震、風水害、その他の災害等が発生した、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）には、次のとおり対応すること。

- ①人命の尊重を第一とし、負傷者の救助、不明者の捜索及び避難誘導等を行うこと。
- ②状況を的確に把握し、市へ迅速に連絡を行うとともに関係機関への連絡・調整を行うこと。
- ③状況に応じ、避難路の指示など安全確保のための応急措置を講じること。
- ④施設の被害の有無を目視によって点検し報告すること。
- ⑤市の指示に基づき、陸閘の門扉の開閉を行うこと。

なお、地震発生に伴う点検については、次のとおりとする。

(ア) 震度4のとき

震度4の地震が観測された区に所在する施設の点検を、地震後最初の勤務時において実施する。

(イ) 震度5弱のとき

あらかじめ定められた社員が直ちに参集し点検を実施する（ただし、津波警報や注意報が発令されている場合は、状況に応じて判断する）。

(ウ) 震度5強以上のとき

社員は自動参集し、市が定める優先施設から点検を開始し、順次、全施設の点検を実施する。実施にあたっては、どのような被害か、数量・範囲はどの程度なのか等を記録する。

なお、日常時から、指定管理者が策定した防災計画に基づき、防災対策に関する調査・研究、教育・研修、訓練等により、防災計画の実現・習熟に努め、災害時の迅速な対応を図るための体制について準備しておくこと。

ウ 港湾施設のき損・汚損に係る原状回復

事故等により港湾施設のき損が認められた場合は、横浜市港湾施設条例第29条に基づく補修又はその損害を賠償させるため、原因者に対し報告書の提出及び原状回復工事を求めること。

当該工事の施工については、施工方法・施工範囲等を原因者に指示すること。また、原因者から工事完了の報告を受けた後は、完了検査を実施し、不合格のものについては、再度原因者に対し復旧指示を行うこと。

エ 施設の異常発見時の対応

施設に異常又は修理の必要を発見した場合には、応急措置とその原因調査を行い、適切な処置を行うこと。

施設に重大な異常が発生した場合には、関係部署と連絡調整を行うこと。

オ 報告書の作成

事件・事故等があった場合は、報告書を作成し、遅滞なく市へその内容を説明すること。

4 その他の業務

(1) 食品販売届について

施設内で、移動式の設備で食品販売を行う旨の届出があった場合、内容を審査（必要に応じて市と調整）し、その届出書の受理及び届出済証を発行すること。

(2) 電子申請の普及啓発

施設使用者への電子申請の普及について、市が行う勸奨活動等に協力するなど、電子申請の積極的な活用に努めること。

(3) 港湾情報システムに関する業務

指定管理者は、港湾情報システムを利用するに当たり、次に掲げる業務についてシステムの運用を受託する業者等と直接連絡・調整を行い、システムで利用する機能の保守を行うこととする。

なお、指定管理者の申し出によりシステムの機能改修を行う際は、関係者と協議し、必要に応じて指定管理者が開発費用を負担することとする。

業務内容

- (ア) システムの操作方法等に対する問い合わせ
- (イ) システム不具合発生時等の連絡
- (ウ) システム運用に係る会議への出席
- (エ) システム開発及び機能改修における仕様調整・テスト実施等

(4) エネルギーカルテシステムに関する業務

指定管理者は、当該システムの対象施設のうち、港湾局物流運営課所管の物流等関連施設の指定管理施設に係る調査票を、必要に応じてシステム入力すること。入力内容・時期等詳細については、エネルギーカルテシステム操作マニュアルを参照すること。

5 留意事項

(1) 文書の取扱規程の整備

指定管理者が業務に伴い作成し、又は受領する文書等は、横浜市行政文書管理規則に準じ、別途文書管理に関する規程等を定め、適正に管理及び保存するものとする。

(2) 守秘義務

指定管理者は、施設の管理を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならないものとする。指定管理業務を行う指定期間が終了した後も同様とする。

(3) 区分経理・会計体制の確立

会計帳簿を整備し、区分経理・会計体制を確立し、適正な公金管理を行うこととする。

(4) 業務の委託

指定管理者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部についてあらかじめ市が認めた場合はこの限りではない。

「特記1 建築施設一覧」

*点検：○印は建築基準法第12条第2項による点検対象施設

※：専用使用に供する施設等については、使用者との協定・覚書等に従う

用途区分	N0	建物名称	地区	点検	備考
厚生施設	1	山下ふ頭基部緑地公衆トイレ	山下ふ頭		
	2	山下ふ頭B号荷さばき地公衆トイレ	山下ふ頭		
	2	山下ふ頭D号荷さばき地公衆トイレ	山下ふ頭		
	3	山下ふ頭N号荷さばき地公衆トイレ	山下ふ頭		
	4	山下ふ頭Q号荷さばき地公衆トイレ	山下ふ頭		
	5	出田町ふ頭バナナ2号上屋前トイレ	出田町ふ頭		
	6	出田町ふ頭H号荷さばき地前公衆トイレ	出田町ふ頭		
	7	出田町ふ頭トラック駐車場公衆トイレ	出田町ふ頭		
	8	瑞穂ふ頭トイレ	瑞穂ふ頭		
	9	金沢木材港荷さばき地公衆トイレ	金沢木材ふ頭		
	10	本牧A突堤基部事務所付属公衆トイレ	本牧ふ頭		
	11	本牧ふ頭C突堤労働者休憩所	本牧ふ頭		
	12	大黒ふ頭T-1公衆トイレ	大黒ふ頭		
	13	大黒ふ頭2号物揚場休憩所(はしけ休憩所)	大黒ふ頭		※
14	南本牧ふ頭休憩施設	南本牧ふ頭	○		
電気施設	1	山下ふ頭第2開閉所	山下ふ頭		
	2	山下ふ頭第3開閉所	山下ふ頭		
	3	山下ふ頭第2変台	山下ふ頭		※
	3	大黒ふ頭T-1受電所	大黒ふ頭		
	4	出田町ふ頭受電所	出田町ふ頭		
	5	本牧ふ頭A突堤受電所	本牧ふ頭		
	6	本牧ふ頭B突堤開閉所	本牧ふ頭		
	7	本牧ふ頭D突堤特高変電所	本牧ふ頭		
	8	本牧ふ頭D突堤第一開閉所	本牧ふ頭		
	9	本牧ふ頭D突堤第一変台	本牧ふ頭		
	10	本牧ふ頭D突堤第二変台	本牧ふ頭		
	11	山下ふ頭受電所	山下ふ頭		
12	山下ふ頭発電機室	山下ふ頭			
ふ頭施設	1	本牧新建材ふ頭事務所	本牧ふ頭		
	2	本牧ふ頭A突堤事務所	本牧ふ頭		
	3	本牧A突堤基部事務所	本牧ふ頭		
	4	小型油槽船係留さん橋事務所・休憩所	鶴見地区		※
付属施設	1	本牧ふ頭総合ビル(車庫)	本牧ふ頭		
	2	本牧ふ頭総合ビル(ボイラー室)	本牧ふ頭		
	3	本牧ふ頭B-2上屋(プロパン庫)	本牧ふ頭		
	4	本牧ふ頭B突堤変電所(車庫)	本牧ふ頭		
	5	本牧ふ頭A突堤事務所作業場	本牧ふ頭		
	6	本牧ふ頭D突堤特高変電所(少量危険物貯蔵取扱所)	本牧ふ頭		
	7	大黒ふ頭C-3上屋(プロパン庫)	大黒ふ頭		
管理センター	1	大黒ふ頭管理センター事務所	大黒ふ頭		
	2	本牧ふ頭総合ビル	本牧ふ頭		

上屋	1	山下ふ頭5号上屋	山下ふ頭	○	
	2	山下ふ頭6号上屋	山下ふ頭	○	
	3	山下ふ頭7号上屋	山下ふ頭	○	
	4	山下ふ頭8号上屋	山下ふ頭	○	
	5	山下ふ頭9号上屋	山下ふ頭	○	
	6	山下ふ頭10号上屋	山下ふ頭	○	
	7	山下ふ頭11号上屋	山下ふ頭	○	
	8	本牧ふ頭A-1号上屋	本牧ふ頭	○	
	9	本牧ふ頭A-2号上屋	本牧ふ頭	○	
	10	本牧ふ頭A-3号上屋	本牧ふ頭	○	
	11	本牧ふ頭B-1号上屋	本牧ふ頭	○	
	12	本牧ふ頭B-2号上屋	本牧ふ頭	○	
	13	本牧ふ頭B-3号上屋	本牧ふ頭	○	
	14	本牧ふ頭B-4号上屋	本牧ふ頭	○	
	15	本牧ふ頭B-5号上屋	本牧ふ頭	○	
	16	本牧ふ頭B-6号上屋	本牧ふ頭	○	
	17	本牧ふ頭B-7号上屋	本牧ふ頭	○	
	18	本牧ふ頭B-8号上屋	本牧ふ頭	○	
	19	本牧ふ頭B-9号上屋	本牧ふ頭	○	
	20	本牧ふ頭LFS上屋	本牧ふ頭	○	
	21	本牧ふ頭C-3・4号上屋	本牧ふ頭		
	22	本牧ふ頭C-5号上屋	本牧ふ頭	○	
	23	本牧ふ頭C-7号上屋	本牧ふ頭	○	
	24	本牧ふ頭C-9号上屋	本牧ふ頭	○	
	25	山内ふ頭上屋	山内ふ頭	○	
	26	出田町ふ頭バナナ1号上屋	出田町ふ頭	○	※
	27	出田町ふ頭バナナ2号上屋	出田町ふ頭	○	※
	28	出田町ふ頭2号上屋	出田町ふ頭	○	
	29	出田町ふ頭3号上屋	出田町ふ頭	○	
	30	出田町ふ頭バナナ上屋附属建物(除毒室)	出田町ふ頭		※
	31	出田町ふ頭青果上屋	出田町ふ頭	○	※
	32	大黒ふ頭鉄鋼上屋	大黒ふ頭	○	
	33	大黒ふ頭T-1号上屋(上屋別棟を含む)	大黒ふ頭	○	
	34	大黒ふ頭T-5号上屋	大黒ふ頭	○	
	35	大黒ふ頭T-6号上屋	大黒ふ頭	○	
	36	大黒ふ頭T-8号上屋	大黒ふ頭	○	
	37	大黒ふ頭C-3号上屋	大黒ふ頭	○	
上屋事務所	1	山下ふ頭6号上屋事務所別棟	山下ふ頭		

「特記2 浄化槽点検要領」

管理施設等の浄化槽について、浄化槽法・廃棄物の処理及び清掃に関する法律・建築基準法・水質汚濁防止法等の関係法令、横浜市生活環境の保全等に関する条例・浄化槽法施行細則等の横浜市条例を遵守して維持管理を行い、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」(最新版)も適用する。保守点検の対象となる浄化槽は、別紙「浄化槽一覧表」に示す。

1 保守点検

保守点検は、横浜市浄化槽指導基準(最新版)を遵守して行う。

2 清掃

清掃は、横浜市浄化槽指導基準(最新版)を遵守して行い、必要に応じて回数を増やして行う。

3 水質検査

浄化槽(合併処理51人以上)の水質測定は次の項目を行い、維持管理状況報告書を提出する。

測定項目	水素イオン濃度(pH) 溶存酸素量 透視度 残留塩素濃度 生物化学的酸素要求量(BOD) 化学的酸素要求量(COD) 浮遊物質(SS) ノルマルヘキサン抽出物質含有量	年1回実施
------	--	-------

4 点検・清掃の時期の特例

3次処理槽が付属するものにあつては次による。

(1) 単独処理槽と3次処理槽の形式が異なる場合

点検回数又は清掃回数の多い形式を基準とする。この場合、対象人員はいずれか多い人員を基準とする。

(2) 形式が同一で対象人員が異なる場合

対象人員が多い槽を基準とする。

5 薬剤充填

使用する薬剤は有機系塩素剤とし、必要に応じて充填する。

6 法定検査(浄化槽法第11条)

(1) 浄化槽法第11条により、神奈川県知事指定の検査機関の検査を受ける。

(2) 法定検査の完了後、維持管理検査票を提出する。

7 その他

(1) 半期の点検完了後、点検記録票を提出する。

(2) 浄化槽本体の破損等、規模の大きい補修を必要とする場合は、至急報告する。

特記2 浄化槽点検要領（別紙）：浄化槽一覧表

浄化槽一覧表（上屋）

施設名		処理方法	槽容量 m ³	対象人員 人
本牧ふ頭	A-1号上屋	合併	11.5	18
	A-2号上屋	全バッキ	1.5	15
		全バッキ	1.5	15
	A-3号上屋	合併	7.0	10
		合併	7.0	10
	B-1号上屋	腐敗	10.0	90
	B-2号上屋	合併	25.7	46
	B-3号上屋	腐敗	10.0	90
	B-4号上屋	腐敗	10.0	90
	B-5号上屋	腐敗	10.0	90
	B-6号上屋	腐敗	12.0	110
	B-7号上屋	腐敗	12.0	110
	B-8号上屋	腐敗	8.0	70
	B-9号上屋	腐敗	12.0	110
	C突堤港湾労働者休憩所	全バッキ	5.5	20
LFS	全バッキ	3.8	60	
山下ふ頭	5号上屋	腐敗	3.6	25
	6号上屋	合併	4.2	7
	7号上屋	腐敗	7.2	60
	8号上屋	合併	11.8	18
	9号上屋	腐敗	8.0	70
	10号上屋	合併	12.6	20
大黒ふ頭	鉄鋼上屋	担体流動生物ろ過循環方式	5.0	25
	T-1号上屋	分離接触	4.2	28
		分離接触	2.3	15
	T-5号上屋	分離接触	3.3	21
		分離接触	2.3	15
	T-6号上屋	分離接触	3.3	21
		分離接触	4.2	30
T-8号上屋	合併	21.2	34	
C-3号上屋	合併	8.4	42	
山内ふ頭	山内ふ頭上屋	合併	17.0	30

浄化槽一覧表（その他施設）

※：山下ふ頭再開発により廃止等の予定有

施設名		処理方法	槽容量 m ³	対象人員 人
本牧ふ頭	総合ビル	全バッキ	7.5	121
	B突堤開閉所	腐敗	4.0	30
	A突堤基部事務所附属公衆トイレ	合併	8.6	25
	D突堤特高変電所	分離バッキ	1.2	5
山下ふ頭	基部緑地公衆トイレ	分離接触	13.7	100
		分離接触	5.2	35
	B号荷さばき地公衆トイレ※	合併	19.6	35
	N号荷さばき地公衆トイレ	分離接触	5.4	36
		分離接触	8.8	50
	Q号荷さばき地公衆トイレ	分離接触	3.3	29
		分離接触	1.8	10
	D号荷さばき地公衆トイレ	合併	4.0	10
6号上屋事務所別棟	接触ろ床方式	3.0	10	
出田町ふ頭	出田町ふ頭バナナ2号上屋前トイレ	合併	10.3	15
	出田町ふ頭H号荷さばき地前公衆トイレ	分離接触	16.9	125
	出田町ふ頭トラック駐車場公衆トイレ	合併	6.1	16
瑞穂ふ頭トイレ		合併	6.8	15
大黒ふ頭	T-1受電所及びT-1号上屋別棟（共通）	分離接触	3.6	22
		分離接触	1.2	5
	T-1公衆トイレ	分離接触	1.9	10
		分離接触	4.1	30
金沢木材港荷さばき地公衆トイレ		腐敗	6.0	50

「特記3 消防用設備等点検要領」

消防法第17条の3の3の規定に基づき、「特記1 建築施設一覧」の消防用設備等の機能維持のため、定期的に点検を行う。

1 点検

点検は、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」(昭和50年消防庁告示第十四号)を遵守して行い、最新の「建築保全業務共通仕様書」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)も適用する。

(1) 点検対象となる消防用設備等

点検対象は、次に挙げる「特記1 建築施設一覧」の消防用設備等すべてである。

- ア 消火器
- イ 屋内消火栓設備
- ウ 屋外消火栓設備
- エ 誘導設備
- オ 非常警報設備
- カ 粉末消火設備
- キ 自動火災報知設備
- ク ガス漏れ火災警報設備
- ケ 防排煙設備
- コ 非常用発電設備地下重油タンク

(2) 機器点検(6か月に1回)

消防用設備等の機器の適正な配置、損傷の有無等について外観からの確認・簡易な操作により、機器の機能について確認する。

(3) 総合点検(1年に1回)

消防用設備等の一部を作動させ、点検の基準に基づき総合的な機能を確認する。

2 点検員の資格

消防用設備等の点検は、消防設備士、危険物取扱者又は総務大臣が認める資格を有する者(消防設備点検資格者)が行う。

3 消防署への報告

消防法第17条の3の3の規定に基づき、点検の結果を定められた期間ごとに、関係消防署に報告しなければならない。

「特記4-1 電気施設一覧」

ふ頭	種別	対象施設・設備
末広	管理施設	小型油槽船係留さん橋事務所・休憩所
	係留施設	小型油槽船係留さん橋No.1～No.10ブラケット灯、外灯 小型油槽船係留さん橋スピーカー
	その他	区域内マンホール、鉄蓋 区域内配電線、分電盤
大黒	電気施設	大黒ふ頭T-1受電所(受変電、遠方監視制御、直流電源含む)
	管理施設	大黒ふ頭管理センター事務所(受変電含む)
	上屋	大黒ふ頭鉄鋼上屋(受変電、遠方監視制御、直流電源含む) 大黒ふ頭T-1号上屋(上屋別棟含む) 大黒ふ頭T-5号上屋(受変電、遠方監視制御含む) 大黒ふ頭T-6号上屋(受変電、遠方監視制御含む) 大黒ふ頭T-8号上屋(受変電、遠方監視制御含む) 大黒ふ頭C-3号上屋(受変電、遠方監視制御含む)
	環境整備施設	T-1号公衆トイレ
	荷さばき地	1号荷さばき地1号～3号照明鉄塔 B号、C号、D号、H号、I号、J号、K号、L号荷さばき地照明柱 P-1号照明鉄塔 P-4号荷さばき地照明柱 T-1・2号荷さばき地照明鉄塔1～9 T-3号荷さばき地照明柱 T-3・4号、T-4・5号、T-5・6号、T-6・7号、T-7・8号、T-8号、C-3号荷さばき地照明柱 T-1号荷さばき地リーファークンセント
	港湾道路	No.1～No.20街路灯(大黒ふ頭2号線～25号線) C-3、C-4バース入口交通信号機
	その他	区域内マンホール、鉄蓋 区域内配電線、引込柱、電源引込盤、分電盤、操作盤、放送設備
出田町	電気施設	出田町ふ頭受電所(受変電、直流電源含む)
	上屋	出田町ふ頭バナナ1号上屋(受変電含む) 出田町ふ頭バナナ2号上屋(受変電含む) 出田町ふ頭バナナ上屋付属建物(除毒室)(受変電含む) 出田町ふ頭青果上屋(受変電含む) 出田町ふ頭2号上屋 出田町ふ頭3号上屋
	環境整備施設	出田町ふ頭バナナ2号上屋前トイレ 出田町ふ頭H号荷さばき地前公衆トイレ 出田町ふ頭トラック駐車場公衆トイレ
	荷さばき地等	A号、B号、F号、H号荷さばき地、ふ頭用地(旧E号荷さばき地)照明柱 1号照明鉄柱
	港湾道路	出田町ふ頭2・4・7・8号線街路灯
その他	区域内マンホール、鉄蓋 区域内配電線、引込柱、電源引込盤、分電盤	
瑞穂	瑞穂ふ頭の道路	瑞穂橋交通信号機 瑞穂橋街路灯 瑞穂1街路灯 瑞穂2街路灯 瑞穂3街路灯 瑞穂4街路灯 瑞穂公衆トイレ 区域内マンホール蓋 区域内ケーブル・配電線
	接岸灯	配線及び分電盤 指定管理エリア内の接岸灯

山内	上屋	山内ふ頭上屋(受変電含む)
	岸壁	先端標識灯
	その他	区域内マンホール、鉄蓋 区域内配電線、分電盤
山下	電気施設	山下ふ頭受電所(受変電、遠方監視制御、直流電源含む) 山下ふ頭発電機室(遠方監視制御含む) 山下ふ頭第1～第3開閉所(受変電、遠方監視制御含む) 山下ふ頭第2変台(受変電、遠方監視含む) ^{※1} N号キュービクル(受変電含む)
	上屋	山下ふ頭6号、8号～10号上屋 山下ふ頭5号、7号上屋(受変電、遠方監視含む) 山下ふ頭11号上屋(受変電含む)
	上屋事務所	山下ふ頭6号上屋事務所別棟(受変電含む)
	環境整備施設	山下ふ頭基部緑地公衆トイレ 山下ふ頭B号、D号、N号、Q号荷さばき地公衆トイレ
	荷さばき地	1号～6、9、10、12～15号照明鉄塔 基部緑地街灯 三角緑地街灯 D緑地防犯灯 ふ頭ビル前照明柱
	係留施設	山下ふ頭引船係留施設No.1～No.11照明柱 山下ふ頭引船係留施設No.1～No.10コンセント盤
	その他	区域内マンホール、鉄蓋 区域内配電線、引込柱、電源引込盤、分電盤、動力盤、放送設備
本牧	電気施設	本牧ふ頭A突堤受電所 本牧ふ頭B突堤開閉所(車庫、大倉庫含む) 本牧ふ頭D突堤特高変電所(受変電、遠方監視制御、直流電源装置、非常用発電機、地下重油タンク漏洩法定点検含む)、第一開閉所、第一変台(HR-2キュービクル及びリーファ電源設備を含む)、第二変台
	管理施設	本牧ふ頭総合ビル(車庫、ボイラー室含む)(受変電含む) 本牧A突堤基部事務所
	上屋	本牧ふ頭A突堤1号上屋(受変電、遠方監視制御含む) 本牧ふ頭A突堤2号～A突堤3号上屋(受変電、遠方監視含む) 本牧ふ頭B突堤1号上屋(受変電、遠方監視制御含む) 本牧ふ頭B突堤2号～B突堤9号上屋(受変電、遠方監視含む) 本牧ふ頭C突堤3・4号上屋(上屋内は除く) 本牧ふ頭C突堤5号、C突堤7号、C突堤9号上屋(受変電、遠方監視制御含む) 本牧ふ頭D突堤全天候はしけ上屋(LFS)
	厚生施設	本牧ふ頭C突堤港湾労働者休憩所
	環境整備施設	本牧A突堤基部事務所付属公衆トイレ
	荷さばき地	A-1号、A-3号照明鉄塔 返還ヤード照明柱 B-1号、B-3号、B-4号、B-5号、B-7号、B-9号照明鉄塔 D-01、D-11、D-13照明鉄塔 10号物揚場照明鉄塔 C突堤基部構内電話ボックス D突堤基部構内電話ボックス
	港湾道路	B突堤基部、税関前、BC間街路灯(本牧ふ頭B突堤中央道路、基部道路) C突堤基部街路灯(本牧ふ頭C突堤中央道路) D突堤基部街路灯(本牧ふ頭D突堤1号線) 本牧ふ頭D突堤1号線街路灯 本牧ふ頭D突堤2号線街路灯 海づりバス道路街路灯(本牧ふ頭D突堤10号線、11号線)
	その他	区域内マンホール、鉄蓋 区域内配電線、引込柱、電源引込盤、分電盤、動力コンセント盤、放送設備

本牧 新建材	管理施設	本牧新建材ふ頭管理棟
	荷さばき地	No.1～No.9照明柱
	岸壁	No.1～No.16接岸灯 先端標識灯
	その他	区域内マンホール、鉄蓋 区域内配電線、分電盤
南本牧	厚生施設	南本牧ふ頭休憩施設(南本牧ふ頭厚生センター)
	港湾道路等	南本牧2～5街路灯
	その他	区域内マンホール、鉄蓋 区域内配電線、分電盤
金沢木材	荷捌地	金沢木材ふ頭A号、C号、D号、E号荷さばき地照明柱
	港湾道路	建材バース道路街路灯(C号、D号荷さばき地前道路)
	その他	区域内マンホール、鉄蓋 区域内配電線、引込柱、電源引込盤、分電盤

「特記 4 - 2 電気設備点検保守基準」

1 受変電設備

巡視点検項目	巡 視 点 検 ・ 保 守 内 容	点検 結果	
		良	否
1 盤類	①扉開閉の良否、施錠の有無を点検、不良の場合は調整		
	②汚損、損傷、変形、亀裂、剥離及び錆の有無を点検、フィルターの清掃		
	③ボルトの緩み点検、緩みのある場合は増締め		
	④雨水、塵埃等の侵入状態の点検		
	⑤標識の汚損、及び取付状態の点検		
2 配線	①母線のたるみ、腐食、損傷、過熱及び変色の有無の点検		
	②碍子の汚損、亀裂の有無を点検		
	③接地部、クランプ類の汚損、過熱及び変色の有無の点検		
3 高圧機器 ア 変圧器	①異音、異臭、異常振動の有無を点検、異常のある場合は電流等を調査		
	②温度の適否を確認、異常な場合は電流等を調査		
	③汚損、腐食、変色、亀裂、損傷等の有無を点検		
	④接地線の緩み、断線、損傷の有無を点検		
イ 交流遮断器 負荷開閉器 電磁接触器	①異音、異臭、漏油等の有無を点検		
	②開閉表示状態（指示灯）及び作動回数を点検		
ウ 断路器	①碍子の汚損、亀裂、取付ボルトの緩み、脱落等の有無を点検		
	②端子、刃の接触部等の過熱、変色、損傷、変形及び錆の有無を点検、異常の場合は電流等を調査		
エ 計器用変成器 （計器用変圧 変流器、 零相変流器）	①異音、異臭、異常振動等の有無の点検、異常の場合は原因調査		
	②汚れ、損傷、亀裂、過熱、変色等の異常の有無を点検		
オ 指示計器 表示操作 保護継電器	①操作、切替スイッチ等の状態の点検		
	②各計器の指示値の確認・調整・適否の点検		
	③保護継電器の動作表示の点検、動作表示のある場合は原因調査と復旧		
	④試験用ボタン等による警報作動状態の確認		
	⑤配電盤等の信号灯、表示灯の点灯状態を点検、球切れの交換		

巡視点検項目	巡 視 点 検 ・ 保 守 内 容	点検結果	
		良	否
カ LBS	①端子、ヒューズ筒の過熱及び変色の有無を点検、異常の場合の原因調査		
	②汚損、損傷、変形、締付ボルトの緩みの有無を点検		
キ 高圧進相コンデンサー	①異音、異臭、変形、膨らみ等の有無を点検		
ク 直列リアクトル	①異音、異常振動等の有無を点検		
4 低圧機器 ア 開閉器類	①異音、異臭、損傷、過熱、変色の点検		
	②開閉表示（指示、点灯）状態を確認		
イ 計器用変成器	①異音、異臭、異常振動の有無を点検、異常の場合は原因調査		
ウ 指示計器 表示操作 保護継電器	①操作、切替スイッチ等の点検		
	②各計器の指示値の確認・調整・適否の点検		
	③保護継電器の動作表示の点検、動作表示のある場合は原因調査と復旧		
	④試験用ボタン等による警報作動状態の確認		
	⑤配電盤等の信号灯、表示灯の点灯状態を点検、球切れの確認		

2 配電設備

巡視点検項目	巡 視 点 検 ・ 保 守 内 容	点検結果	
		良	否
1 幹線・バスダクト等	①汚損、変形、過熱、変色の有無を点検		
	②支持金物の取付状態の良否を点検		
	③フランジ締付部の緩みの点検		
2 分電盤	①外観の汚損、損傷の有無を点検		
	②盤内、外取付器具類の指示値確認、異常の有無を点検、安全装置の試験		
	③接続端子部の過熱の有無を点検		
	④信号灯、表示灯の点灯状態を確認		
	⑤リモコントランス過熱の有無を点検		
	⑥絶縁抵抗測定（年1度）		
3 負荷設備	①外観の汚損、損傷の有無を点検		
	②外取付器具類の指示値確認、異常の有無を点検、安全装置の試験		
	③接続端子部の過熱の有無を点検		
	④信号灯、表示灯の点灯状態を確認		
	⑤機器動作点検		
	⑥絶縁抵抗測定（年1度）		

「特記4-3 直流電源設備点検要領」

1 整流装置

(1) 外箱、機器等の外観状況

- ①外箱の外観、計器、表示灯、スイッチ等の変形、損傷、汚れ、腐食等の有無を点検する。
- ②各部品の汚損、損傷、温度上昇、加熱、変色、異音、異臭等の有無を点検する。
- ③固定金具、据付ボルト等の変形、損傷、緩み等の有無を点検する。

(2) 機能

①次の値を測定し、その良否を確認する。

- ・交流入力電圧
- ・浮動充電電圧
- ・均等充電電圧
- ・出力電流及び負荷電流

②手動により浮動又は均等充電への切り替え動作の確認を行う。

③開閉器及びしゃ断器の変形、損傷等の有無を点検する。

また、入力・出力負荷、警報等の状況によるON、OFF状態を確認する。

④過放電防止装置、減液警報装置、不足電圧継電器等の設定値及び動作確認を行う。

⑤機器の動作状況を下記項目について確認する

- ・均等充電から浮動充電への自動切り替え
- ・負荷電圧補償装置
- ・タイマの設定値
- ・警報動作（ヒューズ断、サーマル動作、MCCBトリップ、過不足電圧、負荷電圧異常検出、過放電防止、放電終了、減液警報等）

⑥自動回復充電の動作を確認する。

⑦実負荷により常用電源を停止状態にしたときに自動的に非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わることを確認する。

(3) 配線、端子

内部配線及び端子部の劣化並びに端子接続部の緩みの有無について点検する。

(4) 絶縁抵抗測定

次の箇所の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。

- ・一次主回路と大地間
- ・二次主回路と大地間
- ・一次/二次相互間

(5) 接地抵抗測定

接地抵抗を測定し、その良否を確認する。

2 蓄電池

(1) 外観状況

①全セルについて電槽、ふた、各種栓体、パッキン等に変形、損傷、亀裂及び漏液の有無を確認する。なお、触媒栓式シール形蓄電池は、触媒栓の交換時期を確認する。また据置鉛蓄電池（制御弁式）は、蓄電池の交換時期を確認する。

②封口部のはがれ、き裂等の有無を点検する。

③全セルについて、電解液量を点検する。また、減液警報用電極の断線、腐食、変形等の有無を確認する。

④架台及び外箱の変形、損傷、腐食等の有無を点検する。

⑤蓄電池の転倒防止枠、緩衝材、アンカーボルト等の変形、損傷、腐食等の有無を点検する。

⑥蓄電池端子と配線及び全セル蓄電池間の接続部の発熱、焼損及び腐食の有無を点検する。

(2) 機能

①浮動充電中の全セルの電圧及び蓄電池総電圧を測定し、その良否を確認する。

②浮動充電中の電解液比重及び温度測定を下記により行い、その良否を確認する。

- ・据置鉛蓄電池は、全セル（据置鉛蓄電池（制御弁式）及び小形シール鉛蓄電池は、電解液比重測定を除く）について行う。
- ・アルカリ蓄電池は、パイロットセルのみについて行う。

「特記5-1 出田町ふ頭上屋くん蒸設備等点検要領」

1 目的

本業務は、横浜市生活環境の保全等に関する条例等の関係法令を遵守し、出田町ふ頭上屋くん蒸設備等の安定稼働のために必要な日常点検・年次点検等を実施するものである。

2 業務場所

神奈川区出田町ふ頭構内

3 点検

くん蒸設備等の各機器の点検作業（日常点検・年次点検）は、「特記5-1（別紙）出田町ふ頭上屋くん蒸設備等保守点検項目」に示す。

4 点検作業員

くん蒸設備等はシアン化水素や苛性ソーダ、塩酸を扱うため、点検作業員は経験豊富な専門知識を有する技術者とする。

5 緊急時の点検・対応

くん蒸設備等に事故・災害・故障等の異常が発生した際は、直ちに緊急点検を実施し、二次災害防止や応急処置、機能復旧等適切に対応する。また、報告も直ちに行い、報告書を別途提出する。

6 安全管理

- (1) 本業務の遂行に当たり、人命及び財産に危害・損傷を与えないよう常に安全に注意し、事故・労働災害を起こさないよう適切な処置を講ずる。
- (2) ヘルメットや防毒マスク等必要となる保護具を着用して作業し、安全に万全を期す。

特記5-1 (別紙) 出田町ふ頭上屋くん蒸設備等保守点検項目

出田町ふ頭上屋くん蒸設備等 保守点検項目 (年次点検)

点検項目	点検機器	点検内容	点検周期
H C N吸収塔	2～6号吸収塔	吸収塔(点検口)外内部液漏れ劣化破損確認 スプレーノズル洗浄清掃作業 スプレーノズル用配管劣化破損確認 充填材劣化破損確認 苛性ソーダ及び給水の散水状況確認 点検整備及び試運転調整	年1回
排気ファン	2～6号吸収塔用排気ファン	Vベルト張り確認 各部給油(グリスアップ) 振動、異音、エア漏洩確認 ファン劣化破損確認 塩ビキャンパスダクト劣化破損確認 点検整備及び試運転調整	年1回
給排気エア作動、電動作動バタフライ弁	1号上屋 エア弁4台 電動弁4台 2号上屋 エア弁8台 電動弁4台 青果上屋 エア弁7台 電動弁2台	本体劣化破損腐食確認 シートパッキン劣化破損確認 振動、異音、エア漏洩、圧力確認 エア装置漏洩破損確認 各部給油(グリスアップ) 点検整備及び試運転調整、開閉確認	年1回
くん蒸設備操作盤類	1号上屋2階操作盤 2号上屋2階操作盤 青果上1階操作盤 除毒室1階操作盤	本体劣化、腐食、破損確認 各部増し締め、清掃 ハード 部品チェック ソフト シーケンスチェック 電圧、電流、絶縁測定 手動、自動運転確認 点検整備及び試運転調整	年1回
冷凍機設備	青果上屋 冷凍機12台 天吊型ユニットクーラー27台	本体劣化、腐食、詰まり汚れ、破損確認 振動、異音、圧力確認、各部増し締め、清掃 冷媒ガス、オイル漏洩確認 点検整備及び試運転調整	フロン排出抑制法による簡易点検(四半期ごと)及び定期点検(年1回)
有圧攪拌扇	青果上屋 40台	本体劣化、腐食、破損確認 振動、異音、各部増し締め、清掃 点検整備及び試運転調整	2年に1回

出田町ふ頭上屋くん蒸設備等 保守点検項目（日常点検）

点検項目	点検機器	点検内容	点検周期
ポンプ類	アルカリ循環ポンプ10台 アルカリ送液ポンプ3台 補給水ポンプ6台 排液ポンプ4台	本体劣化破損腐食確認 振動、異常音、液漏れ、圧力確認 ポンプ廻りのバルブ類動作確認 動作確認作業	設備使用時
エアコンプレッサ	コンプレッサ4台 (除毒室のエアコンプレッサを含む)	本体劣化破損腐食確認及び各部、弁の増し締め Vベルト張り確認 振動、異常音、エア一漏れ、圧力、給油確認 動作確認作業	随時
給排気ダクト類及び薬品、給水配管、タンク類	各上屋屋上、壁の給排気ダクト類 各上屋屋上、壁の薬品、給水配管類 各上屋屋上のタンク類	劣化破損腐食漏れ確認	設備使用時
除毒室設備	薬品タンク、水槽類 ポンプ類 配管、バルブ類	本体劣化破損腐食漏れ確認 動作確認作業	設備使用時
気密扉	1号上屋10面 2号上屋10面 青果上屋3面	本体劣化破損腐食確認 扉、躯体シートパッキン劣化破損確認 油圧装置、油圧配管類オイル漏れ、圧力確認 開閉動作確認	設備使用時

「特記5-2 出田町ふ頭上屋吸収塔排気測定分析要領」

1 目的

本業務は、横浜市生活環境の保全等に関する条例等の関係法令を遵守し、出田町ふ頭上屋の吸収塔排気中シアン化合物の測定分析を実施するものである。

2 業務場所

神奈川区出田町ふ頭構内

3 業務内容

- (1) 横浜市生活環境の保全等に関する条例等の関係法令に基づき測定・分析を実施する。測定方法については、これら関係法令及び「日本工業規格（JIS）」の定めによる。
- (2) 測定場所・測定項目等は、下記のとおりとする。

測定場所	測定項目	測定分析回数
バナナ1号上屋吸収塔（2、3号） バナナ2号上屋吸収塔（4、5号） 青果上屋吸収塔（6号）	排気中シアン化合物	2回／1箇所×5箇所 （計10回）

- (3) 測定場所及び実施時期は、施設の稼働状況を確認し、使用者と協議の上決定する。
- (4) 測定・分析は計量法に基づく計量証明事業者が行い、計量証明書（写し）を提出する。
- (5) 測定結果を含む委託報告書を提出する。また、測定作業の写真も合わせて提出する。

4 吸収塔排気中シアン化合物の測定方法

- (1) 排気の試料ガスは、バナナ1・2号上屋、青果上屋の吸収塔に設置してある試料採取管より採取するのを基本とする。
- (2) 試料採取管は、測定開始前に破損・リーク等のないことを確認する。
- (3) 試料ガスの採取は、排気開始1分後からとする。
- (4) 排気中シアン化合物の測定方法は、JIS K 0109に定める方法とする。

5 安全管理

- (1) 本測定分析業務の遂行に当たり、人命及び財産に危害・損傷を与えないよう常に安全に注意し、事故・労働災害を起こさないよう適切な処置を講ずる。
- (2) 排気の試料ガス採取時は、防毒マスクを着用するとともに必ず2人以上で作業し、安全に万全を期す。
- (3) 事故・災害が発生した際は、迅速に必要な応急処置を施すと同時に、直ちに報告する。

「特記6 門衛業務：門衛箇所及び閉鎖時間」

1 門衛業務時間及び門扉の開閉（大黒ふ頭・南本牧ふ頭除く）

(1) 履行場所及び門扉の規制時間

履行場所	名称	平日及び土曜日	日曜日、祝・休日 及び年末年始（※）	体制
本牧ふ頭A突堤	入口門扉	午後7時～翌日午前4時	午前4時～翌日午前4時	2名
本牧ふ頭B突堤	入口門扉	午後7時～翌日午前4時	午前4時～翌日午前4時	2名
本牧ふ頭D突堤	入口門扉	午後7時～翌日午前4時	午前4時～翌日午前4時	2名
山下ふ頭	入口門扉A	午後7時～翌日午前5時	午前5時～翌日午前5時	1名

※年末年始・・・12月31日から翌年の1月3日まで

(2) 門扉の開閉業務

原則、門衛業務の開始時に門扉の施錠を始め、業務終了時まで開錠することとする。これ以外に、特別な対応を必要とする場合は次のとおりとする。

履行場所	名称	平日及び土曜日	日曜日、祝・休日 及び年末年始（※）
本牧ふ頭 A突堤	第一門扉 第二門扉	午後10時から翌日午前4時 まで閉鎖	午前4時から翌日午前4時 まで閉鎖
本牧ふ頭 C突堤	入口門扉	午後7時から翌日午前4時 まで閉鎖	午前4時から翌日午前4時 まで閉鎖
本牧ふ頭 D突堤	入口門扉 (歩道橋門扉部)	午後7時から翌日午前4時 まで閉鎖	午前4時から翌日午前4時 まで閉鎖
山下ふ頭	入口門扉B、C	午後7時から翌日午前5時 まで閉鎖	午前5時から翌日午前5時 まで閉鎖
瑞穂ふ頭	入口門扉	平日：午後6時30分から翌日 午前4時まで閉鎖 土曜日：午後5時から翌日午 前4時まで閉鎖	午前4時から翌日午前4時 まで閉鎖

※年末年始・・・12月31日から翌年の1月3日まで

2 大黒ふ頭の門衛業務

(1) 履行場所

横浜市港湾局大黒ふ頭各ゲート

(2) 業務時間

ア 平日及び土曜日の午後7時から翌日午前6時まで

イ 日曜日、祝・休日及び年末年始（12月31日から翌年の1月3日まで）の午前6時から翌日午前6時まで

(3) 業務内容

ア 一般車両等の立入り規制

(ア) ゲート開閉時間一覧表に基づき各ゲートの開閉を行うこと。

(イ) 第4ゲート・新設ゲート及び第10ゲート（日曜日、祝・休日のみ）では、ゲート閉鎖時間内において、ふ頭内に入構する車両等が、正当な理由を有しているか確認すること。また、第10ゲートでは、海づり施設への誘導等もあわせて行うこと。

(ウ) 第5ゲートでは、日曜・祝日及び年末年始の路線バス運行時間帯においては、路線バスのみを通行させ、その他車両が入構しないようにすること。

第13ゲートでは、日曜・祝日及び年末年始の路線バス運行時間帯においては、路線バス及び残土搬入関係車両のみを通行させ、その他車両が海づり施設アクセス道路から入構しないようにすること。

【ゲート開閉時間一覧表】

ゲートNo.	平日（土曜含む）	休日	備考
1	常時閉鎖		
2	5:10 から 19:00 まで開放	終日閉鎖	
3	5:15 から 20:30 まで開放	終日閉鎖	
4	6:00 から 20:30 まで開放	終日門衛	夜間・休日門衛対応
5	5:30 から最終バスまで開放	終日閉鎖	休日は路線バスのみ通行
6	5:00 から 22:10 まで開放		
7	19:10 から 21:50 まで閉鎖	休日は5:50 から 21:50 まで閉鎖	
8	19:05 から 21:55 まで閉鎖	休日は5:55 から 21:55 まで閉鎖	
9	6:00 から 22:00 まで開放		
10	5:05 から 22:05 まで開放	立哨警備	休日等は交通整理
12	開 放		
13	残土中継所の業務にあわせて開閉		休日は時間帯により立哨業務
新ゲート	6:00 から 20:30 まで開放	終日門衛	夜間・休日門衛対応

3 南本牧ふ頭の門衛業務

(1) 履行場所

南本牧ふ頭内各所（門扉①～⑥）

(2) 業務内容

南本牧ふ頭の出入管理及び門扉の開閉を次のとおり実施すること。

ア 平日及び土曜日

門扉①に2ポストの人員を配し、22:00～翌5:00まで立入規制及び立入車両の記録報告等の業務を行うこと。また、門扉②～⑤は22:00に門扉を閉鎖し、翌5:00に開放すること。

イ 日曜日、祝日及び年末年始

門扉①に24時間2ポストの人員を配し、立入規制及び立入車両の記録報告等の業務を行うこと。また、門扉②～⑤は5:00に門扉を閉鎖し、翌5:00に開放すること。

なお、年末年始は12月31日、1月2日、3日とし、1月1日は祝日とする。

ウ 業務履行時間

門扉①～⑤の門扉開閉に必要な前後1時間を含め、21:00～翌6:00までを平日及び土曜日の業務時間とする。

エ その他

門扉⑥は常時開放とする。

「特記7 清掃業務：対象施設及び作業内容」

1 対象施設

(1) 道路清掃場所及び延長

施設	延長
大黒ふ頭2号線	延長：1700m
大黒ふ頭4号線	延長：800m
大黒ふ頭5号線	延長：600m
大黒ふ頭7号線	延長：1300m
大黒ふ頭8号線	延長：1700m
大黒ふ頭9号線	延長：500m
大黒ふ頭10号線	延長：80m
大黒ふ頭11号線	延長：200m
大黒ふ頭12号線	延長：270m
大黒ふ頭13号線	延長：100m
大黒ふ頭14号線	延長：260m
大黒ふ頭15号線	延長：300m
大黒ふ頭16号線	延長：300m
大黒ふ頭17号線	延長：300m
大黒ふ頭19号線	延長：40m
大黒ふ頭20号線	延長：150m
大黒ふ頭22号線	延長：630m
大黒ふ頭23号線	延長：1370m
大黒ふ頭24号線	延長：1450m
大黒ふ頭25号線	延長：1250m
3号物揚場連絡路	延長：430m
4号物揚場連絡路	延長：480m
3・4号物揚場～大黒7号線連絡路	延長：50m
K号荷さばき地連絡路	延長：700m
出田町ふ頭2号線	延長：470m
出田町ふ頭4号線	延長：270m
出田町ふ頭5号線	延長：110m
出田町ふ頭6号線	延長：139m
出田町ふ頭7号線	延長：93m
出田町ふ頭8号線	延長：154m
出田町ふ頭9号線	延長：62m
瑞穂ふ頭1号線	延長：1420m
瑞穂ふ頭2号線	延長：330m
瑞穂ふ頭3号線	延長：170m
瑞穂ふ頭4号線	延長：120m
瑞穂ふ頭5号線	延長：126m

瑞穂橋	延長： 80 m
山下ふ頭縦2号線	延長： 569 m
山下ふ頭縦3号線	延長： 414 m
山下ふ頭縦4号線	延長： 294 m
山下ふ頭縦5号線	延長： 140 m
山下ふ頭横1号線	延長： 7 m
山下ふ頭横2号線	延長： 81 m
山下ふ頭横3号線	延長： 179 m
山下ふ頭横4号線	延長： 303 m
山下ふ頭横5号線	延長： 671 m
山下ふ頭斜1号線	延長： 490 m
山下ふ頭斜2号線	延長： 590 m
山下ふ頭斜3号線	延長： 153 m
山下ふ頭5・6号上屋間道路	延長： 264 m
山下ふ頭7-10号上屋間道路	延長： 411 m
本牧ふ頭A突堤中央道路	延長： 1194 m
本牧ふ頭A突堤2号線	延長： 52 m
本牧ふ頭A突堤7号線	延長： 1382 m
本牧ふ頭A突堤8号線	延長： 178 m
本牧ふ頭A突堤9号線	延長： 114 m
本牧ふ頭B突堤中央道路	延長： 1425 m
本牧ふ頭B突堤基部道路	延長： 460 m
本牧ふ頭B突堤1号線	延長： 520 m
本牧ふ頭B突堤2号線	延長： 120 m
本牧ふ頭B突堤3号線	延長： 102 m
本牧ふ頭B突堤4号線	延長： 96 m
本牧ふ頭B突堤5号線	延長： 54 m
本牧ふ頭B突堤10号線	延長： 80 m
本牧ふ頭B突堤11号線	延長： 108 m
本牧ふ頭B突堤12号線	延長： 60 m
本牧ふ頭B-C間1号線	延長： 80 m
本牧ふ頭B-C間2号線	延長： 564 m
本牧ふ頭B-C間3号線	延長： 136 m
本牧ふ頭B-C間連絡道路	延長： 569 m
本牧ふ頭C突堤中央道路	延長： 1185 m
本牧ふ頭C-D間1号線	延長： 274 m
本牧ふ頭C-D間2号線	延長： 400 m
本牧ふ頭D突堤1号線	延長： 1640 m
本牧ふ頭D突堤2号線	延長： 520 m
本牧ふ頭D突堤4号線	延長： 162 m
本牧ふ頭D突堤5号線	延長： 125 m
本牧ふ頭D突堤10号線	延長： 728 m
本牧ふ頭D突堤11号線	延長： 148 m

南本牧ふ頭1号線	延長：1246m
南本牧ふ頭5号線	延長：780m
南本牧ふ頭6号線	延長：336m
南本牧ふ頭南本牧大橋側道	延長：558m
金沢木材ふ頭1号線	延長：320m
金沢木材ふ頭2号線	延長：102m

※上記道路に付属する港湾施設用地等を一部含む

(2) 上屋休憩室

施設	面積
大黒T-1号上屋休憩室	55m ²
大黒T-5号上屋休憩室	59m ²
大黒T-6号上屋休憩室	71m ²
大黒T-8号上屋休憩室	78m ²
大黒C-3号上屋休憩室	192m ²
山内ふ頭上屋休憩室	61m ²

(3) 上屋共用部分

施設場所	面積
大黒T-1号上屋1階ホール	19m ²
大黒T-6号上屋1階ホール	11m ²
大黒C-3号上屋共用部	383.53m ²
山内ふ頭上屋会議室	60m ²
山内ふ頭上屋1階廊下・ホール	42m ²
山内ふ頭上屋2階廊下	31.8m ²
山内ふ頭上屋階段室	19.8m ²
山内ふ頭上屋1階湯沸室	8.5m ²
山内ふ頭上屋2階湯沸室	3.5m ²

(4) 上屋付属シャワー施設

施設	面積
山内ふ頭上屋付属シャワー施設	8.1m ²
大黒ふ頭C-3号上屋シャワー室・脱衣所	34.9m ²

(5) 上屋付属トイレ

施設場所	上屋数
山下ふ頭上屋（6号上屋事務所別棟を含まない）	7
本牧A突堤上屋	3
本牧B突堤上屋	9
本牧C突堤上屋	4
本牧D突堤上屋	1
大黒ふ頭上屋（T-1別棟を含む）	8
山内ふ頭上屋	1

(6) 上屋事務所付属トイレ

施設場所	面積
山下ふ頭6号上屋事務所別棟	12.1 m ²

(7) 塵芥収集場所及び塵芥コンテナ個数

収集場所	コンテナ個数
本牧ふ頭内	93 個

(8) 厚生施設

施設場所	休憩所内項目	面積
本牧ふ頭C突堤労働者休憩所	休憩所	45 m ²
	トイレ	9 m ²
南本牧ふ頭休憩施設	緑地	2,150 m ²
	駐車場	4,400 m ²
本牧ターミナルオフィスセンター 休憩施設	休憩所	73 m ²
	トイレ	6 m ²

(9) 公衆トイレ

施設	面積
大黒ふ頭T-1公衆トイレ	18 m ²
出田町ふ頭内公衆トイレ(3か所)	56.3 m ²
瑞穂ふ頭内公衆トイレ	10.8 m ²
金沢木材ふ頭公衆トイレ	12 m ²
本牧ふ頭A突堤基部事務所付属公衆トイレ	27.4 m ²
南本牧ふ頭厚生センター公衆トイレ	23.2 m ²
山下ふ頭内公衆トイレ	97.1 m ²

(10) 本牧ふ頭総合ビル

事務所内項目	面積
廊下・階段・トイレ・玄関、玄関ホール、事務室	166 m ²
窓ガラス	99 m ²

(11) 大黒ふ頭管理センター事務所

事務所内項目	面積
廊下・階段・トイレ・湯沸室・シャワー室・玄関、玄関ホール・ エレベーター・屋上・洗濯室・事務室	2,438 m ²
窓ガラス	512 m ²

(12) 待機レーン

施設場所	面積
本牧ふ頭内	1,128 m ²

南本牧ふ頭内	2,060 m ²
--------	----------------------

(13) 本牧新建材ふ頭事務所

施設場所	面積
本牧ふ頭内	296 m ²

(14) 本牧ふ頭D突堤特高変電所

施設場所	面積
トイレ	7 m ²

2 作業箇所及び内容

作業箇所	清掃区分	作業内容
道路 待機レーン 駐車場(南本牧ふ頭休憩施設) 緑地(南本牧ふ頭休憩施設)	日常清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・人力(機械)清掃 ・雑草の除去 ・塵芥収集
トイレ (上屋付属トイレ) (厚生施設トイレ) (公衆トイレ) (事務所トイレ)	日常清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・床の掃き掃除 ・床のモップ拭き(水拭き) ・くず入れ等の内容物処理 ・ドア・間仕切りの拭き掃除 ・洗面台の清掃・鏡みがき ・金属部分の拭き掃除 ・衛生陶器類の清掃 ・洗浄液の補充 ・トイレットペーパーの補充
	定期清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・床の掃き掃除 ・ポリッシャ掛け ・ワックス掛け ・窓枠と窓ガラスの拭き掃除 ・壁・天井の拭き掃除
	空調設備清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・本体清掃 ・フィルターなど空調機の内部清掃(脱着を含む)
休憩室・休憩所 (厚生施設) (上屋休憩室)	日常清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・床の掃き掃除 ・床のモップ拭き(水拭き) ・灰皿の内容物処理 ・くず入れ等の内容物処理 ・テーブルの拭き掃除 ・窓台の拭き掃除 ・ドア・間仕切りの拭き掃除 ・洗面台の清掃・鏡みがき ・流し台・湯沸器の清掃 ・茶殻入れの内容物処理

	定期清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・床の掃き掃除 ・ポリッシャ掛け ・ワックス掛け ・窓枠と窓ガラスの拭き掃除 ・壁・天井の拭き掃除
	空調設備清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・本体清掃 ・フィルターなど空調機の内部清掃(脱着を含む)
上屋 (公共部分) (上屋付属シャワー室)	日常清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・床の掃き掃除 ・床のモップ拭き(水拭き) ・灰皿の内容物処理 ・くず入れ等の内容物処理 ・テーブルの拭き掃除 ・窓台の拭き掃除 ・ドア・間仕切りの拭き掃除 ・洗面台の清掃・鏡みがき ・流し台・湯沸器の清掃 ・茶殻入れの内容物処理
	定期清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・床の掃き掃除 ・ポリッシャ掛け ・ワックス掛け ・窓枠と窓ガラスの拭き掃除 ・壁・天井の拭き掃除
	空調設備清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・本体清掃 ・フィルターなど空調機の内部清掃(脱着を含む)
事務所 (本牧ふ頭総合ビル) (大黒ふ頭管理センター事務所) (本牧新建材ふ頭事務所)	日常清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・床の掃き掃除 ・床のモップ拭き(水拭き) ・カーペット部分は掃除機を用いた清掃 ・くず入れ等の内容物処理 ・ドア・間仕切りの拭き掃除 ・洗面台の清掃・鏡みがき ・金属部分の拭き掃除 ・衛生陶器類の清掃 ・洗浄液の補充 ・トイレトペーパーの補充
	定期清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・床の掃き掃除 ・ポリッシャ掛け ・ワックス掛け ・カーペットはパウダー・シャンプー方式等によるクリーニング ・窓枠と窓ガラスの拭き掃除 ・壁・天井の拭き掃除
塵芥収集	定期収集	塵芥コンテナの収集分別収集
不法投棄物	随時	分別処分

「特記8 引き船係留施設：施設の係留可能隻数を超える場合の許可」

引き船係留施設の申請において、係留する船舶の隻数が施設の係留可能隻数を超える場合の許可の扱いは次のとおりとする。

- 1 施設の使用許可に関する各届出の受理及び許可書の交付
使用許可申請書及び使用完了届出書、その他変更等に関する届出書の受付・受理、使用許可書・使用許可番号及び変更に関する許可書等の交付。
- 2 許可隻数
許可隻数は、引き船係留施設許可申請書に基づく、使用申請隻数とする。
- 3 許可条件
許可書の交付に際しては、次の条件を追記すること。
 - (1) 同時係留隻数として、引き船係留施設を主な係留場所とする隻数。
 - (2) 引き船係留施設に係留できる船舶は、申請をした船舶に限る旨。
 - (3) 岸壁を主な係留場所として、別途使用許可を受けている隻数は、料金徴収の対象としない旨。
- 4 港湾情報システム入力
 - (1) システム入力の対象は使用許可をした全隻とする。
 - (2) システム入力に際しては、料金徴収の対象とする隻数と、料金徴収の対象としない隻数を区別して入力すること（手順については、別途市が指定管理者に指示する）。